

## 令和5年5月鳥取県定例教育委員会

開催日時 令和5年5月17日（水）午前10時～12時20分

開催場所 教育委員室（鳥取県庁第2庁舎5階）

### 1 開 会（教育長）

#### ○足羽教育長

おはようございます。ただいまから令和5年5月の定例教育委員会を開会したいと思います。今日も晴れやかなといいますか、さわやかな五月晴れとなりました。今日は逆に暑くなる、30度を超えるんじゃないかというような予報が出されておりますが、今回も議案、報告等も含めて、委員の皆さま方から熱い議論を、あるいはご意見を頂戴できたらと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

### 2 日程説明

#### ○足羽教育長

では最初に教育総務課長から、本日の日程説明をお願いします。

#### ○谷口教育総務課長

はい、本日は議案4件、報告事項9件の合計13件となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

### 3 一般報告

#### ○足羽教育長

それではまず私の方から、一般報告をさせていただきます。

新型コロナにつきましては、後ほど事務局連絡事項の方でも、5月8日以降の発生状況のことについてとか、その対応については説明をさせていただきますが、4月は全県で1,475人と随分減って参りました。今月8日の5類化以降も、これも社会が大きく変化した状況で、毎日の感染者数公表が止まりましたから、状況が見えにくくなっていますが、実は学校では子どもたちで毎日50人前後ずっと出ておりますのが現状です。その子たちは5日間、そして回復後1日という期間、学校に出られない状況が続いている。幸いクラスター的に発生していることはないようですが、事務局の方でも職員もちょこちょこ感染者が出ているのが現状でございますので、まだ全然、国や県がいうように、コロナ自体は全然終息はしていない状況の中で、社会生活との共存が図られていくことになっているという状況でございます。

では、資料を見ていただきますと、前回の4月19日の定例教育委員会後、毎日のよう

にいろいろな行事が続いた4月、5月でございました。

書いておりませんが、実はこの夏、8月3日、4日に鳥取市のとりぎん文化会館を中心に4年ぶりに全国から800人ほどの栄養教職員の方が参集されて、この食育についての研究会が行われます。その実行委員会が4月20日にありました。また8月に近づきましたら委員の皆様方にもご案内したいと思います。全国からの方をお迎えすることになります。

21日、新任校長研修会で、私が教育長講話を行いました。

そして23日は、子ども会連合会、これは例年のとおりなんです。総会があって挨拶し、またその前にガールスカウト連盟も総会をされて、そこにも招待を受けたので、私が行って挨拶をして参りました。

4月24日は、バーモント州の訪問団が表敬訪問されました。高校生が8名、引率者の方が2名の計10名のバーモント州の方々が訪問されたところですが、これは平成21年から鳥取県の高校生を派遣し、25年度からは逆に向こうの高校生を受け入れ、ホームステイをしたり、学校間の交流や体験学習をしたり、交流をずっと続けていきましたが、ここ数年はコロナでストップしていたものが再開されたもので、鳥取県とアメリカバーモント州との繋がりや取組がまた復活したところであり、向こうの高校生たちも生き生きと鳥取西高校などの県内の高校生との交流を楽しみにきてくれたものであります。

そして4月25日ですが、今度はクライストチャーチに派遣した高校生たち、鳥取の公立高校2名、それから私立高校2名の4名の生徒が、私に表敬訪問してくれました。高校生の英語弁論大会の優秀者の派遣をずっとしてきておりましたが、これも去年一昨年とできなかった分を2年分まとめて派遣をし、わずか1週間の日程でありましたが、ホームステイであったり、向こうの高校生たちとの交流をして見識を広めてきたことを生き生きと報告してくれたところでございます。

そして26日に県立学校の校長会がありました。その同日に全国の知事会が東京の方で行われて、知事会の方で持たれている「休み方改革プロジェクトチーム会議」というのがあります。いかに国民が休みを有効に使って、その地域の活動であったり、自分の趣味、余暇をしっかりと楽しむかというふうなことを進めておられる中で、先進事例を報告してくださいという依頼があったので、昨年度から取り組んでいる連休の合間を休みにする「体験的学習活動等休業日」の件を私の方が、全国の知事会の皆様方に短時間ではありましたが紹介をしたところでございます。いい取組である一方で、保護者の方からはこのことについては県民の声もきています。「子どもが休みになって、9連休になるのはいいが、親はそんな休みは取れない。逆に子どもたちの居場所に困る。」という声も正直上がっているところであって、ただ大型連休をつくれればいいというだけじゃなく、その子どもたちの受け皿であったり、活動場所をいかに提供していくかというふうなことを、もっともっと充実させることが必要かなというそんな課題も見えてきているところでございます。ただ、このことをやっているのは本県のみで、なかなか広まってはならないようなんですけども、

有意義な取組となるようなかたちにできるように、また今後検討を重ねたいと思います。

そして28日は、小学校校長会総会でした。

それから5月6日、これは長谷川教育次長に出ていただきましたが、江府町が奥大山自然塾という体験型の自然学習塾を開校されました。これは有名な北海道にある富良野塾、倉本聡さんがされていた形を取って、サントリーだとか大きな企業もここに入って、国の事業を受けられてスタートされたところでございます。自然を生かしたその体験を子どもたちにしっかり届けようという、もちろん県内初の取組であって、今後にも期待も持てるいい取組じゃないかと思っているところでございます。

10日には臨時議会が開かれ、常任委員会もありましたが、正・副議長が決定して、また新たな常任委員会のメンバーも決まったところであり、また向こう4年間議会の皆さん方にいろいろお世話になりますが、相次いで教育についての質問が出まして、非常に注目度が高かったという感じを受けたところでございます。

12日は、中学校校長会の研修会。14日は美術館の上棟イベントを行いました。新聞にも掲載されましたが、約4,000人の来場者、子ども連れが非常に多かったのが印象的でした。といいますのも、3階まで出られる、屋上まで出られる大きなチャンスだったことありますが、それ以上に竹中工務店に協力いただき、いろんな体験ブースを出していただいて、クレーン車を実際運転できる、板金でキーホルダーを作る。それから針金を曲げて傘立てを作るだとか、随所に子どもたちが楽しく取り組めるような体験ブースを内外に企画していただいたのが、非常に子どもたちにとっては興味津々のものだったようでございます。まだまだコンクリートをベタ打ちにしている状態ですが、これから内装に入っていく時に、子どもたちの心に、あの時見た博物館の状況が、2年後にはこんなきれいな、そしてまた作品が展示され、この違いという部分においても印象度が高まるのではないかなと思ったところでございます。こうしたイベントも重ねながら、そして新たな体制をしっかり組んで、県立美術館への盛り上がり続けていきたいと思っております。

最後に15日に、退職校長会が、これも4年ぶりに開催をされ、「鳥取県の教育の現状と課題」ということで、私の方が、代議員さん約40名ほどお集まりでしたが、校長先生方に今の現状を報告しながら、またぜひとも協力をお願いしたいということで、お話をしてきたところでございます。校長先生方も、これは校種を問わず小・中・高・特支の校長先生方の代表者が集まられて、是非とも応援したいので出来ることを一生懸命やるから言ってくれという温かいお言葉もいただいているところでございます。そうした過去の先輩方との繋がりも大事にしながら、教育の充実に取り組んでいきたいと思っております。

一般報告は以上になりますので、続いて議事に入っていきたいと思っております。

#### 4 議 事

○足羽教育長

本日の議事録署名委員は、中島委員と鱸委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、林次長から議案の概要説明をお願いします。

○林次長

本日は議案4件でございます。

議案第1号、鳥取県教育審議会委員兼社会教育委員の任命についてでございます。一部委員の辞職に伴いまして、新たな委員の任命をお願いするものでございます。

議案第2号から第4号までは、令和6年度の県立琴の浦高等特別支援学校、県立特別支援学校の幼稚部・高等部・専攻科、また県立の高等学校それぞれの入学者選抜に係る方針及び募集案内等について、それぞれ議決をお願いしたいと考えているものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○足羽教育長

それでは議案に入りたいと思います。議案第1号につきましては人事に関する案件でございますので、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。(同意の声。)では非公開といたしますので暫くお待ちください。

【第1号議案】 鳥取県教育審議会委員兼鳥取県社会教育委員の任命について (非公開)

【第2号議案】 令和6年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針について

○足羽教育長

では、議案第2号につきまして、課長から説明をお願いします。

○小谷特別支援教育課長

議案第2号、令和6年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針についてでございます。1ページをご覧ください。4の入学者選抜でございますが、実施期日は、12月の5日と6日を内定しております。インフルエンザ等の感染症でやむを得ない理由で欠席する場合は追試験としまして、12月12日とする予定しております。合格発表は、12月21日と考えております。

めくっていただきまして2ページのところに、再募集について記載しております。再募集の入学者選抜につきましては、1月17日を考えております。合格発表は1月23日に考えております。

昨年度と違う点としましては、コロナが5類となりましたので、コロナ対応として実施しておりました特別措置による検査は実施をしないことになりました。そこで1ページの4で説明しました、インフルエンザ等の感染症でやむを得ない理由で欠席する場合は、追

検査の方で受検することになります。変更点としてはその1点です。このあと議決いただきましたら、ホームページにアップして、市町村教育委員会、特別支援学校の方に通知することにしております。よろしくお願いいたします。

#### ○足羽教育長

コロナ対応の変更を踏まえた入学者選抜方針の提案でございますが、いかがでしょうか。

#### ○鱸委員

昨年の入学者が減少したということがありましたね。その時にいろいろ議論した内容を踏まえて、せっかくのいい特別支援学校、社会と繋がる一番近い所にある支援学校のことを、何か特に知的の支援学校を紹介する時に、何か具体的に生徒数の減少を食い止めるようなことを考えておられますか。

#### ○小谷特別支援教育課長

傾向としては、通常の高校の方に流れる傾向があるのかというのを思っております。それは、子どもたちが琴の浦高等特別支援学校のことがわかった上で、皆さんご存じの上で考えて選択したという結果ならいいんですが、琴の浦特別支援学校がどんな学校かということ、まだ十分理解できていないところがあるんじゃないかなということを受けて、今年度は年度当初からわかりやすい動画を作ったりとか、学校を選ぶ際の学校案内を今まで学校に数冊しか配っていなかったんですけども、中学校の特別支援学級の子どもたちに1人1冊ずつ手元に届くようなかたちで、近いうちに配布しようかなと思っているところです。あとは機会を捉えて教育局が開催しているような特支学級の担任の先生とかを集めた会とかもありますので、そこで琴の浦のことも時間をいただいてPRしていけたらと思っていますし、中学校長会の方にも出していきたいと思っています。

#### ○鱸委員

わかりました。インクルーシブな教育環境の元では、当事者がどこを選ぼうとも行けるというのが原則ですけども、せっかく就職という社会参加や自立に繋がる、しっかりした学校なので、だからできるだけ特別支援学校あるいは特別支援学級の方から、定員一杯しっかり利用していただくとか、参加していただくということを目指されるのが一番いいんじゃないかと思います。

#### ○佐伯委員

私も同じことを考えていて、中部にあるので、東部からも西部からも通学もある程度可能ということ考えた立地であり、始業時間も考慮して、寄宿舎の設備も整えられていたのだと思っているんですけども、やっぱり入学する時の1つのハードルとして、自宅通学

ができるかどうかということが選択肢の大きな要因の1つかなと思っていました。通学となるとJR等の利用にはなると思うんだけど、通学ができるというようなことと、その通学をすることによって社会的な自立というか、次の社会人になるための大きなステップにもなりますので、そういうことももう少しわかりやすく説明していただくといいのかなと思います。米子から実際に通っている子どももいましたので、そういう具体例を含めて紹介して下さると、あと、就職の定着率が、通常の高校を出ていても就職しても定着率はいいのかもしれませんが、卒業後にも追指導しながらでもちゃんと定着できるように見ていくところは学校の大きな強みだと思うので、その辺を話して下さることによって、保護者さんは安心して託されるのかなと思いますので、よろしくお願いします。

#### ○小谷特別支援教育課長

この通学のところにつきましても、やっぱり昨年度、学校の体験には来たけれども、受験となった時に3割ぐらいは、通学とか寄宿舎での生活に不安みたいところはありました。ただ委員がおっしゃるように、通学は自立に関わる場面ではあるので、そういうこともきちんと説明しながら募集を勧めたいと思いますし、卒業後のことについても、琴の浦に限らずですけども、在学中も企業とのマッチングを丁寧にやっていっているというところがあります。琴の浦については就職率はほぼ100パーセントですので、そういうところも含めてPRしていきたいと思います。

#### ○佐伯委員

そこがとても大事だと思うんです。

#### ○中島委員

私も同様のことなんですけど、そもそもの学校の設置目的ということを理解してもらって、どうやって、人数と噛み合わせていくかということに若干の問題があるのかなというふうに感じています。それで、これ他の選抜方針との兼ね合いが出てくるのかなと思うんですけど、普通考えると、こういう生徒に来てもらって、こういう人材の養成を目指すんだということが基本方針として明示されるということがあった方が、中3の生徒さんに出会っていく時にも、何のためにこの学校にいくんだ、ということが明確になっていいんじゃないかなと思うんです。

つまり、こういう生徒を育てるんだ、こういう体験を提供するんだということが、1か2で書かれるべきなんだけど、2においても「求める生徒像」ということであって、「こういう生徒を育てることが目標です」ということが、書かれてないんですよね。だからちょっと、この1と2のあたりでの書き方の工夫は、これはそもそも誰に見せられるかということにもよるんですけど、1で書いてある基本方針なんていうものは、もっと後ろの方でもいいんじゃないかという気もするんですよね。この辺どうなんでしょう。

○小谷特別支援教育課長

実際、保護者さんが見るかというところ、ここは目に触れるものではないんです。この方針を受けて、次に実施要項があるんです。それを中学校なんかには配布し、現実的なところを進めますけど、実際に学校現場でどうするかということは、学校案内とかを見て向き合うので。

○中島委員

じゃあ、これは何のためのものですか。

○小谷特別支援教育課長

県が実施要項を作るための前段のところ、こういった日程、こういう方針、こういう生徒をとすることを示した上で、段階を経てというかたちで、一番最初の方針を決めているものです。

○林次長

選抜の方針ですので、琴の浦の場合はあくまでも定員を設けて、きちんと選抜するという、選抜をする上での考え方ということです。ただ本県の場合、特別支援学校の高等部は、全員を入学させること、これ自身が、選抜する日程の前にそれが大きい。学校の設置目的というよりも、入学者を受け入れるやり方の基本方針という意味で、学校の設置目的という意味での基本方針ではないです。ただ、おっしゃる部分では確かにきっちり示していく必要があります。先ほどいったように、学校案内ですとか募集案内には、そこを明記する必要があります。これ自身は定員を設けるとか、設けないとか、いわゆる日程とか、学力試験をすとかしないとか、選抜の仕方のまず方針を委員さんのみなさんのご意見を踏まえて決めていただいて、それを踏まえて具体的な事務的なもの、実際の問題をどう作っていくかということをするのが目的で、今回議決をいただいて。

○中島委員

わかりました。

○林次長

ただ、委員さんの言われたことは一番大事なことでと思います。それは、募集要項等の部分で、十分わかるようなかたちで示していくようなことはやっていきたいと思っています。

○中島委員

あと、ユーザーへの優しさという意味でいうと、4の(1)のイの実施期日で、「なお

検査当日、「インフルエンザ感染等」というので、この中に「新型コロナを含めて読め」というメッセージなんですけど、これユーザーに直接目に触れないものだったらいいんですけど、「インフルエンザ感染とか、新型コロナ感染等」というふうに入れてあげた方が、親切なのかなという気もしました。

○小谷特別支援教育課長

確かに、感染症類型が変わる時でもありますので、募集要項には記載していきたいと思っています。

○森委員

この募集要項みたいなのが中学校に配られるということだけですか。小学校には配られないのでしょうか。

○林次長

ホームページには、全く同じものがPDFで載っていますので、見ていただくことはできますけど。

○森委員

こういう事情をかかえておられるお子さんって、けっこう幼小期からの課題でかかえていらっしやる中で、もっと早い段階から目にとまるようになっていてもいいのかなというように思います。先日ちょっと保護者の方と話をしていて、小学校の頃から先のことをけっこう悩まれるというか、課題として通常のお子さんの進学のことよりは早くから考えていらっしやるということを感じましたので。

○林次長

そういう意味では、学校案内には概要をある程度書いていますが、それはなるべくなら、特別支援学校があるところにも、配布がされるようなことには。

○小谷特別支援教育課長

このことについては、これまでも課題意識は持っていて、やはり小学校段階からアプローチする必要があるということを考えていて、小学校段階から琴の浦の存在を認識してもらえるように学校案内を配布することも考えています。

○鱸委員

それは非常にいいと思いますね。というのは小学校の場合は、むしろ地域を大事にして就学指導するケースが多くて、中学校になると社会の自立に向けての対応で、特別支援学

校という選択があるので、やっぱり地域の学校の支援学級の集まりでもいいのかなどおっしゃいましたから、その辺で実際の文書として、何かわかるようなものがあればと思います。

○足羽教育長

たくさんの貴重なご意見をいただきました。琴の浦でどんな生徒を、どういうふう育てていく学校であるかということ、しっかり早くから届けるという貴重なご意見だったと思います。昨日、ちょうど校長と面談をしまして、その話をしまして、ホームページもわかりやすく新しくすることや、森委員さんがおっしゃったような小学生へのアプローチを今年度はするとおっしゃっていましたので、必要な方に必要な情報が届いて、選択肢としてしっかり吟味していただける形で周知をし、入学者選抜に繋がるような形を作りたいと思います。では、第2号議案も提案のとおりですが、インフルエンザのところはどうですか。ここは修正せずに、実施要項の方でということ、原案のとおりということよろしいですか。(同意の声。)では第2号議案も原案のとおりということで決定いたします。

**【第3号議案】** 令和6年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針について

○足羽教育長

続きまして、第3号議案の説明をお願いします。

○小谷特別支援教育課長

第3号議案につきましては、琴の浦高等特別支援学校以外の特別支援学校の幼稚部、高等部、専攻科入学者募集、そして選抜方針ということで、議決をお願いします。1ページ目をご覧くださいと思います。特別支援学校につきましては、入学希望者の全員の入学を許可することが基本になっています。ただ、盲学校につきましては、保健医療科と専攻科について選抜を行います。これは国家試験に繋がりますので、学力検査をするものです。

特別支援学校の幼稚部、高等部の入学者募集につきましては、(2)番に実施日を書いておりますが、3月5日、これは高校入試の1日目を予定しております。同じように検査当日、インフルエンザ等の感染でやむを得ない理由で欠席する場合は、これは日にちは決めずに各学校のそれぞれ個々に日にちを決めて試験を実施するというようにしております。合格候補者の発表については、3月14日を予定しております。

めくっていただきまして、4番のところ、鳥取盲学校の高等部保健医療科及び専攻科

理療科の入学試験の実施日を記載しております。同じく3月5日、高校入試の初日目。そして検査当日、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した場合は、鳥取盲学校長が別に日程を定めて試験を実施します。こちらの方も合格発表は3月14日を予定しております。以上です。

○足羽教育長

議案第3号は琴の浦以外の特別支援学校の入学者募集選抜方針についてでございました。いかがでしょうか。

○鱸委員

ちょっとお伺いしたいんですが、まず1つは、幼稚部の募集の年齢ですが、皆生養護学校では4歳と5歳、そのほかは3歳から5歳で、皆生養護学校では4歳からとなってますけど、それは何か人為的なものか、地域の環境によって変わっているというようなことなんですかね。保育園、幼稚園の地域の状況が違うとか。

○小谷特別支援教育課長

ちょっと確認してみます。

○鱸委員

総合療育センターのような医療的ケアが必要なところから、幼稚部にいく子どもさんには、だいたいそういう感覚で選択肢として幼稚部はあるんですか。一般の在宅で生活されている方というのは、なんか地域の保育園とか幼稚園の中で対応されているケースの方が多いかなと思うんですが、ここの特別支援学校内の幼稚部というのは、どういう対象、どういう人が行っているんですかね。

○小谷特別支援教育課長

センターからばかりとは限らないです。自宅から来られる人もあります。ただ今年の場合は聴覚の方が2名。

○鱸委員

ああそうですか。

○足羽教育長

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。(同意の声。)では議案第3号も特段の意見は無いようですので、原案のとおり決定とさせていただきます。

【第4号議案】 令和6年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針について

○足羽教育長

議案第4号、高校の入学者選抜方針について、説明をお願いします。

○坂本高等学校課課長補佐

議案の第4号、令和6年度鳥取県立入学者選抜方針につきまして、議決をいただきたいと思っております。方針につきましては資料に示させていただいておりますが、令和5年度との変更点につきましてご説明いたします。令和3年度から5年度の選抜におきまして、新型コロナウイルス感染症の関係で、一般入学者選抜検査及び追検査のどちらとも受検できない者に対して想定しておりました、入学者選抜の期日や実施方法等について変更する可能性があるということでございます。

資料で記載しておりましたが、これについては削除とさせていただいております。もう1点につきましては3ページの最後の6番、その他のところでございます。なお書きのところの記載を変更させていただいております。変更点については以上でございます。

○足羽教育長

議案第2号、第3号に新型コロナ対応の変更ということ踏まえて、高等学校の入学者選抜方針にも同様のことといたしました。特色入学者試験については、期日の変更ぐらいでいいですね。

○坂本高等学校課課長補佐

はい。

○足羽教育長

選抜方法についても特段変更はないですね。

○坂本高等学校課課長補佐

はい。

○足羽教育長

いかがでしょうか。

○佐伯委員

この選抜方法の1教科または2教科の評定を2倍することができるものとするということですが、どの教科を2倍にするというのは、学校側が決められるのか、特色選抜を希

望する生徒さんが決められるのか。

○林次長

学校の方で。

○足羽教育長

うちの学校は、この教科とこの教科に力点を置いて、生徒の育成を図りたい場合に、得意教科にあるならば、それが倍になるというようなかたちで、より生徒の育成に繋がるような教科の力を図りたいというか、認めたいというそういう考えです。

○佐伯委員

それが前もって受検者さんにわかっている、本人もちゃんとそのことは意識して取り組めるようになっているんですか。

○坂本高等学校課課長補佐

はい。

○足羽教育長

特色入試については、今年度が初めてでして、成果もあったと聞いているので、ちゃんと報告するよということ、今日の委員協議会の方で、今年度実施の状況の概要を報告をさせていただきたいと思っています。

では、議案第4号につきましても、原案のとおり決定させていただいてよろしいでしょうか。(同意の声。) はい、ありがとうございます。では、原案のとおり決定といたします。以上で議案は終了となります。

## (2) 報告事項

**【報告事項ア】** 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

○足羽教育長

続いて報告に入りたいと思います。報告事項のアからお願いします。

○谷口教育総務課長

報告事項ア、鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正につきまして、教育長臨時代理により決定いたしました。これにつきまして、別紙のとおり報告させていただくものでございます。めくっていただきまして、1ページ、この度の権限規程、いわゆる訓令で

ございますが、こちらの改正理由を書かせていただいています。

令和3年に、個人情報保護に関する法律が改正され、その改正に伴いまして、鳥取県個人情報保護条例、こちらも全部改正となりました。この改正によりまして、鳥取県教育委員会事務処理権限規程の内容も合わせて改正するというのが、この度の改正の内容でございます。

2番の改正概要をご覧ください。(1)と(2)で別表第2と第3に関しまして、アというところがございます、個人情報に関する事務について、個人情報の保護に関する法律及び鳥取県個人情報保護条例に基づく事務として規定され、これに基づく根拠条文の改正をするものでございます。内容としては(1)と(2)別表第2第3とも同じでございます。ちなみに別表の2といいますのは、本庁の課長の権限、別表の第3というの、地方機関の長の権限を別表に掲げているものでございます。

めくっていただきまして2ページ目でございます。内容としては2ページ以降になるんですが、先ほどちょっとお話しました、個人情報保護法改正の背景を少し簡単にご説明申しあげますと、これまで個人情報保護の規定は、国、独立行政法人、地方公共団体、民間それぞれが、その個人情報の保護に関わります、法律あるいは条例、規定などを設けて、それぞれ定義をしておりました。これによりまして昨今社会のデジタル化というものが叫ばれていますので、個人情報の保護とデータの利用、活用というような、データ流通の両立がなかなか難しい。それぞれの規定に応じて対応をしなければならないという問題が出て参って参りました。ということから国の方がこの度、令和3年ですけれども1本の法律に統合いたしまして、社会全体に共通のルールを定めようということになりました。これが令和3年の法律改正に基づくもので、令和5年4月から施行がなされたものでございます。全部共通で規定されたことによりまして、本県も含めまして地方公共団体にも個人情報取扱もその法律ですべてに適用されることとなりました。

この度の事務処理権限規定の改正の内容は、これまで権限行使の根拠が条例だったものが、法律に基づく権限行使ということになったことに伴いまして、全体的に規定を改正するというようになっております。

2ページ上の表の中をご覧くださいますと、四角の方は、条例の方ではあったものが、この度法律で無くなったので、四角の(1)のところは左側の改正後のところにはございません。というような見方をさせていただくんですが、そのあともアンダーラインが入っております。こちらは右側が改正前の条例に基づく規定だったのが、改正後の方には法律に基づく権限の根拠になります。というようなかたちでご覧いただければと思います。

3ページも内容的にはほぼ同様ですね。左側でいうと(2)開示請求に関するもので、(3)になると事案の移送というような決定行為など、それぞれ法律に基づくものから条例に基づくものへ書き換えをさせていただいているものでございます。

続きまして4ページ目も同様でございますが、右の方の(8)というところで、太枠の四角になっておりますが、こちらは、是正の申し出というような規定なんです、これは

条例にもあったんですけど、法律にはこういった規定はないので、太枠の四角に対応するものはないということで、この度の改正で削除しているところです。4ページの下の方まではこれは別表第2の改正で、同様に別表第3、これは地方機関の長の権限でございますが、こちらの方も同様の規定の改正を5ページ、6ページに付けさせていただいております。

この度の改正内容によって具体的に権限の内容が変わるわけではなくて、根拠となる条文が変わるといことでご理解いただければと思います。

なお、この訓令改正の施行期日は、5月の空欄にしておりますけれども、本来これは法施行日である5年の4月1日にすべきではございましたが、知事部局の方が3月24日の交付で4月1日施行で間に合ったんですが、残念ながら教育委員会の方は実務作業が間に合っておらず、現在のところ23日の予定としておりますが、確定することがはっきりしない中で、現在空欄とさせていただいております。説明は以上でございます。

#### ○足羽教育長

権限規程の一部改正、条例から法へということですが、本来なら4月で改正を準備しておくべきところだったんですが、事務処理的に間に合わなかったということでの報告とさせていただいたところでございます。内容的には大きく変わっておりませんので。何かご質問等あればお願いします。

#### ○中島委員

極めて技術的な話だと思うので質問はないんですが、教育長の臨時代理で、せっかくこういう時間で確認のプロセスをとるということであれば、法律の文量にもよるんですが、個人情報保護に関する法律の一部改正を示していただくとか、鳥取県個人情報保護条例の方も全部改正だからすごい文量になっちゃうのかもしれないんですけど、一応根拠になるものを示していただいた方がいいのか、ボリュームがあるから、こういうやり方がいいのか、どっちなのかなと今お話を聞きながら思っていました。

#### ○谷口教育総務課長

これに付随する背景をちょっとわかりやすいものを付けてと実際に思ったんですが、冒頭委員がおっしゃったとおり、かなり技術的な根拠条文が変わったというだけの改正内容でございましたので、そこはちょっと割愛させていただきましたが、丁寧さを欠いていたかもしれません。手元にある資料は膨大ですので、私の方がその背景を口頭で説明すればいいかなと私の方で判断させていただきましたが、必要なものについては理解しやすいような資料を揃えたいと思います。

#### ○足羽教育長

今回のはどうでしょうか。説明の方は口頭でしましたが、法律のこんな部分が変わったというようなことを、全部をお出しすると、とんでもない量になりますので、法律の一部というのはここがこういうふうに変りましたと、条例の主だった改正はこういうふうに変ったといったように。

○林次長

今までは、それぞれの公共団体が条例を作り、個人情報保護していきましょうという法令体系だったんですけども、すべてを法の下にして、民間も国も入るということで、根本改訂がされたということです。今までは個人情報に関しては根拠が法ではなかったのが、この4月からは1本になった。それがわかる資料はできます。それはまた後日にでも、ここがこういうかたちになったということはできます。

○中島委員

なんでもかんでも紙である必要はないと思いますので、例えば後でなにかリンクを示していただくなり、一応こうなんだとわかるようなものがあれば。これは委員の方一人一人きつとご意見が違うとは思いますが、せっかくこうやって時間取るのであれば、今の話については正直いって飲むというという以上のことがなにもないことになるものですから。ちょっとまあ似たようなケースもあるじゃないですか。なので一応意見を申しあげたので、このケースとかはリンクとかで、データとかを送っていただくなりでも十分かなと思います。

○足羽教育長

そのほかはよろしいでしょうか。では、報告事項のアは終了させていただきます。

【報告事項イ】 令和6年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験志願状況等について

○足羽教育長

続きまして報告事項イ、教員採用試験の志願状況がまとまりましたので、この報告を担当課長からお願いします。

○長尾教育人材開発課長

教員採用試験の志願状況についてですが、昨今の人材確保の困難性に鑑み、試験日程を早めております。お手元の資料をご覧ください。2年前から併願を含めた数で志願者数を扱ってきております。一番下をご覧ください。総数としましては、昨年度1, 236名の志願者数に対して、今年度は1, 378名ということでございまして、142名の増で、

早めた成果というものは一定の評価ができると考えております。これに伴いまして志願倍率が全体で4.2倍だったのが5.1倍というふうに倍率が上がった状況でございます。

続きまして変更点に伴う志願者の増減の関係でございます。まず1つ目としまして、高等学校の試験を関西会場でも実施をするようにしました。これは大きな変更でございます。従いまして高等学校教諭の行を見ていただきますと、高等学校教諭の総数が、前年度試験では227名、これに対しまして243名で16名の増となっております。これは教科・科目等の関係で実は1教科・科目等増です。去年は20教科・科目等で、今年度は21教科・科目等で1増ですので、狙ったほどの志願者増というところまでは至っていないのかというように分析評価をしているところでございます。

なお、併願を含む総計（志願者の総計）をご覧くださいますと、高校の美術ですとか、家庭科、工業の機械、工業の建築・土木、水産の食品、こういうものが益々採用の困難性が高まっております、1名もしくは2名というふうに、非常に志願者が少数という状況がございます。

昨年度、県外が74名でありましたが、今年度は96名となり22名増えております。やはり関西会場で実施をした効果というのが見られ、総数が16の増ですが、県外出身に絞ってみますと22の増加。逆にいいますと県内出身が減ったということです。県外出身者が増えたことで若干効果があったかというふうに分析をしております。この県外志願のほとんどが新卒でございまして、昨年31だった新卒が今年は42というふうに、県外新卒者の増加によって若干増というような様子でございます。

続きまして、一般選考におきまして、中学校や高校の英語を志願する者に対しては、中学校の場合は英検準1級以上を持っておれば一次試験免除、高校の場合は1級以上を持っていますと免除というような新しい仕組みを導入いたしました。これによる効果でございますけれども、まず中学校の英語の行でございます。こちらをずっと右に見ていただきますと、対前年比19の増と、中学校英語志願者が単純に35名から54名というように19名増加をしております。実はこの内訳は、準1級以上を持っていて、第一次選考試験の免除に該当するものが17名ございます。この効果は非常に大きいものと考えております。高校の英語の行をご覧ください。昨年度は22名の志願者、今年度は27名と、中学校に比べると効果は少ないということがいえまうけれども5名増加しました。このうち1名は県内講師による一次免除でございまして、1級以上を持ち、一次免除となった志願者は、4名ございます。従いまして英語の教員確保に関しては、民間試験等を活用した効果はかなり、特に中学校の方で効果があったと考えております。

次に中学校の技術をご覧ください。実は1名しか志願がございません。この1名は実は一般選考ではございまして、新たに導入しました、普通免許状を有しない社会人経験者を対象にした選考、この制度は昔からありましたが、その中に新たに中学校の技術や家庭科を対象に入れました。それがこの1名の志願者です。ですが新たに導入した家庭科の志願者はおりませんでした。

このほかに高校の商業を見ますと、志願者は8名おりますが、このうち1名は免許を持っていない社会人選考で、この特別選考枠では2名の志願者という結果でございました。

そのた小学校の行をご覧ください。小学校が近年伸ばしてきていまして522、これも実は対前年度比でいいますと79増えました。それがさらに590と68の増加でございます。これにつきましてもその要因は県外出身でございまして、ほとんど県内の者が減ってきておりまして、県外が増えているという状況でございます。

中学校につきましても実は中学校は、昨年度から関西会場で実施をしております。今年度は2年目で、その効果が若干あると思っておりますが、昨年度35の増だったのが、今年は290から334というふうに、44増というように増加の割合が増しております。これも詳しく見てみますと、県外出身が、昨年度163から203というふうに40名増えています。なお、中学校教諭につきましては採用定数が40というように昨年度の50から大幅に縮小した感じがございまして、志願倍率としましては、昨年度の4.6倍から8.4倍と志願倍率は上昇しております。

もう1点、特別支援学校の行をご覧ください。志願者合計という列がございまして。ここは簡単にいいますと、第1志望として特別支援学校教諭を志願した者は、前年が50、それに対して今年度は45というように減っています。そのうち県内出身は26名しかおりません。25名の採用予定でございまして、県内出身者はそれぐらいしかおりません。あとのことについては資料をご覧ください。以上でございます。

#### ○足羽教育長

ポイントを交えて、数の見方、内容について説明がありましたが、この辺りもう少しというような部分、何かありましたらお願いいたします。

#### ○中島委員

とりあえず、いろんな懸念事項もありつつ、数としては志願者数が増えたというのは、まずは喜ばしいことかとは思いますが。しかし、おそらく全然鳥取県の教員になる気はないんだけど、時期も早いし、お試的に、練習としてというような人も、少なからずあるんだろうなと思うんです。そこら辺をどういうふうに考えていくか、つまり全くその気はないんだけど、とりあえず出会ってしまった人たちに、何らかのプラスの情報を流して行って、全然行こうとは思わなかったけれども、意外に鳥取県っていいかもというみたいなことを思わせて、引き込むというような戦略があるのか、いやこれはもうとりあえず増えただけで、手間もかかるけれども検定料も取っているから、まあいいかみたいなのところで考えていくかみたいなのところでいくと、どういう選択になるのでしょうか。

#### ○長尾教育人材開発課長

戦略としましては、2つの軸を持っております。1つはまずは鳥取県で教員をする魅力

をどう発信していくかというところで、例えば4月定例教育委員会の際の、お昼にご覧いただいたプロモーション動画ですとか、学生をターゲットにしましたオンラインの説明会で、鳥取県ならではの教育の内容ですとか、環境、ICT環境であったり、働き方改革の時間外業務の上限ですとか、今の若者たちに刺さるような情報というものを複数回説明しております。鳥取県で教員をする魅力というようなものを発信しています。

もう1つは、まずは志願者を集めなければということで、試験期日を早める、受験コストを最低に下げるとか、そういう工夫によって量的に集めるという2つの軸を中心にしながら実施しております。

○中島委員

じゃあ、この手を挙げてくれた人たちには情報提供はしていらっしゃるということなんですか。

○長尾教育人材開発課長

手を挙げてくれることを前提として前もってもありますし、それから今でしたらツイッターで個人の情報発信もしております。

○中島委員

つまりは、今手を挙げてくれた人たちに向けての情報提供、そこに絞っての情報提供を行うことは今はないんですか。

○長尾教育人材開発課長

今のところ、ツイッター等での情報発信ぐらいしかありません。

○中島委員

では来年度以降でも、合格者には登録してもらって、鳥取県の教育環境について、情報提供していくことは考えられるんですかね。

○長尾教育人材開発課長

大学でも鳥取県以外のエリアから、鳥取県にこられた方の先輩、後輩の情報を生かしてということはかなり進めていって。

○中島委員

それはそれでいいんですけど、こうやって積極的に手を挙げてくれた以上、その人たちに対して一定期間、願書を出した時からどこまでで切るかという問題はあるかと思うんですけども、そういう人たちに対して、鳥取県のことをよく知ってくださいという、そうい

う会を作ることは意味があるんじゃないかと思うんですけど、出来るもんですかねという質問です。

○足羽教育長

志願者への鳥取県のPRを、それで試験を有利にさせるものではないものの、鳥取県というのはこんな場所なんですよというふうな情報を届けるような、それが郵便物であってもいいし、電子でもいいしというふうなことができないだろうかということです。

鳥取県の自然、食、文化なんかをコンパクトに紹介するような映像が学校戦略にはあるので、それらを組み合わせて、鳥取はこんなところですよ、というようなものを送るといったようなことはできるのかな。

○長尾教育人材開発課長

今できていますのは、試験会場において、こういった移住定住環境の冊子ですとかリーフレットを配布していますので、また受験表を送付するときに、そういったコンテンツをお示しすることは簡単にできると思います。

○中島委員

そんなことでもいいと思うんです。意外と鳥取県っていいかもと思わせるために、機会を最大限に生かせないかということなので。

○長尾教育人材開発課長

はい。

○森委員

飛躍しすぎかもしれませんが、鳥取を知ってもらうことを体感してもらえそうなものを送るとか。

○長尾教育人材開発課長

電子データのようなものでも送るなどの工夫をして、鳥取県に興味を持ってもらえるような。

○鱸委員

県外出身者の先生方が何年かやってみて、その中で現場の意見というか、こういうことが良かったなというような、そういうのも伝えられたらいいんじゃないかなと思うんですよ。鳥取に生活されて、そして子どもたちを見て、教育現場の環境を見て、「鳥取ってすごくいいよ」というようなところが少しでも伝わればというふうに思いますが、その辺

はどうか。

○長尾教育人材開発課長

まさしくそういうところを狙ったのが、この前お見せした動画でして、意図的に若手教諭6名を選んで、そのうち4名を県外から選んでおりまして、鳥取が住みやすいというのを彼らの言葉にして、発信をしていただく。

○足羽教育長

まずは志願者を集め、先ほど報告しました退職校長会でも報告は出しましたが、208人の小学校教諭の合格を出して、100人以上がA搭載を辞退するというのをちょっと紹介したら、どよめきが起こりまして、合格者の半分以上が辞退する、こんなとんでもない状況なんだということをびっくりされていらっしゃいましたが、それぐらい今は教師を全国で奪い合う状況なんだろうなと思います。まずは裾野が大きくなければ確保に繋がらない。辞退者もある一方で、関西からこの鳥取を選んできてくれる者も30人から40人はいるのも事実で、それでも足りない現状が今ある。この辺りがもう暫く、定年延長と絡めて、ちょっと続くところの我慢のしどころかもしれませんが、全国一早い受験日、そしてこの志願者の方を大事にしながらという姿勢はしっかりと発信をして迎え入れていきたいなと思います。

では、報告のイはよろしいでしょうか。(同意の声。)はい。

【報告事項ウ】 令和5年度全国学力・学習状況調査の実施について

○足羽教育長

では続きまして、報告事項ウ、全国学力学習状況調査の実施について、説明をお願いいたします。

○下田参事監兼小中学校課長

それでは、本年度の全国学調について、目的と現状と課題については書いてあるとおりなんですが、実施日につきましては、4月18日に行いました。これは、小学校の国語、算数、それから中学校の国語、数学、英語という教科でやりましたが、中学校の英語の4技能のうち話すことに関する調査のみが、何日か期間を取って実施するという形になっております。といいますのは、話すことの調査は、そこに書いてありますとおり1人1台端末を活用したオンラインの方式で実施するという形を本年度取っておりますので、4月18日には、文科省が抽出しました全国の約500校が実施しまして、それ以外の学校は4月19日から5月26日にかけて実施をしているということでございます。

調査対象は小学校6年生と中学校3年生で、調査事項につきましても、児童生徒に対す

る調査、それから学校の質問紙調査ということで、そこに書いていますとおりでございます。それから、調査の参加校、人数についてということですが、小学校調査が119校、中学校調査が59校ということで、4月18日には県下すべての学校が実施するということになりました。それから児童生徒については、小学校が約4,800人、中学校が約4,400人の、合わせて9,200人が実施したということでございます。

今後のスケジュールといたしましては、6月に本調査の問題を活用した資料づくり研修会を実施するという、そして7月の下旬に文科省から調査の結果が公表されて返ってくるというようなことですので、8月から調査の分析をしまして、広報等を12月に行うというような予定にしております。

先ほど申しました活用のことについてですが、6番に書いております、調査によって明らかになった学力・学習状況調査の分析結果について、まずは県民、保護者に対する発信ということで、「とっとり夢ひろば」のコーナーで発信するという、そしてこの問題を活用して、今求められる資質、能力を育成するための授業づくり、授業改善を推進するための研修会を実施するんですが、これまでは調査結果が返ってきてから実施するというにしていたんですが、今年度は前倒しをしまして、6月9日、6月15日に、結果が返ってくる前の段階で指導主事が先生方に対して研修会を行う、そして、返ってきた調査と合わせながら、すぐに授業改善に向かうことができるようにすることで考えております。また県が作成した学校向けの研修パッケージ、これも活用の推進を促したいと思っております。

それから、本調査に関わりのある元調査官等講師を招聘した研修会、そしてこれまでもしておりますが、県教育委員会と市町村教育委員会が連携した学力向上に係る取組としてB-PLANであるとか、小学校算数単元到達度評価問題を活用した授業改善の取組ということにも引き続き取り組んで参ります。

7番の調査結果の公表につきましては、そこに公表する項目を書いておりますが、この項目についての公表を行いたいと考えております。以上でございます。

#### ○足羽教育長

今年度も実施をいただいたところでございます。石川県が全国でずっとトップを走っている背景に、事前研修がずっと行われていたということがあったりして話題になっていました。今年はやめたそうですが、一部の学校でどうもまだ行われているという情報があり、基本的にはやめてということのようですが、なんとか本県も取組を進めてきて数年経ちますが、なんとか成果に繋がるような力強い言葉も聞いておりますが、平均より上かどうかでなくて、資質能力ということを大事にしています。本当に子どもたちは何が課題で、それをどう分析して、どう解決に導いていくのかという、そうした考える資質や能力をいかに高めるかは、結果平均点以上であろうがなかろうが、大事な視点だということで、教育をしっかり図っていきたいと考えています。そういう意味で子どもたちの成長、資質能力

の成長を期待したいなと思っております。明日ちょうど知事と市町村長の会が午後あるんですが、一昨年はその場をお借りして、学力の件について情報共有をさせていただくような形を取ったんですが、温度差はまちまち、首長さん方はなかなかそこまでの認識は教育委員会任せだということもありました。今年度の調査結果が7月下旬に出て、それを分析をして、各市町村ごとに今年も私が全市町村の首長さんに訪問をして、境港ではこんな状況です、伯耆町ではこうです、あるいは智頭町ではこうですというふうな形で、直結できるような形で届けて、今こういう力を付けるための取組にどんどんもっと参画をお願いしたいとかと伝えていく方が、届くだろうなということを思っています。結果について、ざくっと全県で平均以下でした、頑張りましょうねと言ったところで、全然響かないので、そんな形で具体的に、またこの秋に届けたいというふうに思っています。

○中島委員

今でも以前おっしゃっていましたが、勉強すると県外に出ちゃうので勉強しない方がいいみたいな感じのことを聞いたのは、そういった認識を持っていらっしゃるってあるんですか。

○足羽教育長

ストレートにはおっしゃいませんが、一部そうした声を上げられる方もあるんですね。

○中島委員

今でもありますか。

○足羽教育長

ええ。勉強を頑張ることが悪みたいな、「じゃあ勉強はしなくてもいい」みたいな。

○中島委員

現場の先生方はどうなんですか。今おっしゃったように6月に指導主事が先生方に研修なんてことをおっしゃってましたけれど、昔だと全国学調はそれはそれ、普段の学びとは別みたいな話とかもあったりしたんですけど、この学びの切り口というのが基本的には普段の学びと同じ土台の上で生かしていけるんだというような課題意識というのは、多くの先生が持って下さっているというような状況なんですか。

○下田参事監兼小中学校課長

学校現場ではやはり全国学調の目的というのを県も、局の方で各市町村の教育委員会に言っているんですけども、点数というよりも、この結果を活用して、さっき教育長も申しましたように分析して、それをどう授業改善に結びつけていくかという辺りをかなり強調

して、学力向上施策として、ここ数年小中学校課の方でも打ってきています。私自身2年間現場に出ていたんですけども、やはりその部分が分析、活用しなければならないというような雰囲気はあるように思います。ただ、もう1つのとっとり学調も6年生の学力の定着を見るということで入ってきていますので、全国の分と両面から、授業改善に繋げて見ていくものなんだということという趣旨は高まってきていると思います。各学校にも問題を解いてみようというような動きをされているところも、かなりあるように聞いておりますので、そういった気運というものは醸成されているように思います。

#### ○足羽教育長

授業づくりという言葉は昔から使われてきていたんだけど、何をどう作ればいいのか、どう変えていけばいいのかという具体がなかなか先生方に見えなかった部分がかつてはあったんじゃないかと思います。結果が出たらOKではないわけだということが、このとっとり学調も含めて先生方には随分落とし込みが、この数年間はできてきたんじゃないかと研修会なんかでも思うんですけどね。だから受け入れてもらえる。自分の授業で足りないのはこんな部分が足りないとか、まとめの部分が足りないんだという部分が自覚ができれば、それを変えていこう、上手になろうというふうになっていく、そこに繋がっているんじゃないかと思うんですね。感覚としては1点伸ばすといった点数へのこだわりは先生方にあまりないと感じます。

#### ○長谷川教育次長

今全国学調のような問題が、県の高校入試でもほぼ同じようなパターンで出てきています。あるいは大学の共通テストでも見たように、大量の文章が出てきて、そこから必要な情報を読み取っていくようなスタイルというのが増えており、まさに世の中がこういった方向で動いているということが、一番学校の先生方にとってみては実感されつつあるんじゃないかなと思います。入試があるからということストレートではないかもしれませんが、そういう力を付けていかないといけないというのは、以前は学習指導要領上、わざわざこういった問題ということが明確ではなかった部分があったんですが、今学習指導要領が変わって、学習指導要領と出てくる学力調査の問題はかなりイコールの部分が出てきていますので、非常にわかりやすく、先生方もこういう力を付けていかなきゃいけないという方向性は今、かなり高まっているとは思いますが。なかなか全国学調にあたる機会というのは、小学生や中学生は実際になくて、そういう部分を授業の中で、いかに先生たちが考えさせるような場面を作っていくかというところが、我々は伝えていきたいというように思っています。

#### ○中島委員

全国学調のような問題に普段は出会わないですか。

### ○長谷川教育次長

かなり大量な文章が作ってあるので、その中から必要な情報を抜き取ってくるというのは、定期テストとか、なかなかそういったものは出しづらいものがあります。だから定期テストをどう変えていくかというような研修会も実は今やっております、それは全国学調を作られたような方々も講師に呼んで、そういった研修会もやっているところです。

### ○佐伯委員

私思うんですけどね、今現場の先生方も、すごくベテランの方と、新規採用で新しく入ってこられる方で、ちょっと年代差があって、ベテランの方はこれまでのやり方でいいところもあるんですけど、逆に若い方が取り組んでおられるような、子どもたち自身が自分で主体的に取り組んでいくような学習方式もいい場合がある。でも意欲を持って毎日の授業を作っていくだけの準備というか、時間を考えて焦点化して、ここここに重点をおこうとか、それからさっき中島委員がおっしゃったように、大量の文章の中からちゃんとつかみとるだけのものを授業の中で、どんなふうにつかんでいくのかという、そのところが難しいというか、そういうことを校内の中でみんなで取り組んでいかないと、成果としてはなかなか現われてこない。でも毎日の授業では流れていくわけですよ。その中でちょっと入ってくると、学年主任の先生に聞いて、今まで通りのやり方でそうやっちゃうみたいな、逆にそれを聞いたら自分の中では違う方法でやってみようとか、自分のやり方を提案して、皆で取り組んでみようとか、そんなふうな授業を改革していく、作っていくという、そういうものを特に若い方に持っていただきたいと強く願っています。そういう働きかけを各市町村教育委員会とか各教育局とかがもっとしてくださると、算数もかなり入ってきて改善が進んでいって、今度は国語に力を入れるとかしてくださっているんですが、それを続けていかないと、日々の授業はずっと続くわけですから、なかなか大変じゃないかと思うわけですよ。

### ○鱸委員

我々が医療現場で若いスタッフを見て、そのスタッフたちがどのような考え方をしたり、現場でどういう問題解決していくかというところで、非常に難しさを感じるわけですよ。教育というのは、その子どもさんが社会に出てどういう生活をしていくとか、楽しく仕事ができるとか、どういう目的でやるというか、生きがいという一番大事なところを作るのが教育だと思うんですね。この超高齢化社会というのは昔から特に医療分野では先取りしてやったつもりでも、現実はずいぶん環境が変わってきている。それに対して、ドクター1人ではできないから、いろんな職種、いろんな役割を持った人に参画してもらって、医療的な知識を分配して、それでその中でそれぞれの職種の立場から意見を言っていく。その意見が大事な時代になってきている。これからの社会はそれを望まれる、答えがない

ところをいろいろ調べて答えを出していく。その答えを出す時に、今言われた莫大な量の情報を適切に処理して自分の答えを出していく。私はその点において、教育で一番大事になってくるんじゃないかと思います。ですから、国が全国学調でやった問題の趣旨をどういうふうに子どもに持っていくか、そこは非常に大事だし、大事にしないといけないと思う。若い先生は考えをお持ちの方が多けれど、高齢の先生だろうと、今までの教育の方法では全然だめだぞというような気持ちをお持ちの方がいます。高齢の方も教育の流れというものを知っているから、一番大事なのは今の流れにどう変えていくのかです。大きくいえば終戦の時に、国のためにという気持ちで、デモクラシーという考え方に変わっていった。大事なところを黒い墨で塗った、その辺のところの変革を経験したその先生はもう亡くなられていると思うけど、そういう流れを知ってる先生たちの意見は大事にしてあげたいと思うんですね。本当に教育は大事だとつくづく思います。仕事をしていて面白くない。自分の意見が作れないし、仕事を引っ張っていけない。医療の話でいえば、患者さんにサービスが思うようにできない。それから自分はいいと思ってもそこでぶつかるから、やった内容に対して成果がない。そうするとやっぱり段々自己肯定感が下がってきてというそういうような若いスタッフが、かなりいろんな職種にはいるんじゃないかと思うんですね。

我々の病院でも先生方が育てた子どもたちに助けてもらっているという状況です。今のスタッフは優秀です。よく考えます。だから点数というのは1つの評価にはなるんだけど、大事なのはどんな立場のお子さんでも、学校の義務教育の中で、それをしっかりそれを教えてあげるということが大事なことでないでしょうか。

#### ○足羽教育長

ありがとうございました。教育の本質、学びの本質に迫るような全国学調の扱い方、それからとっとり学調の絡め方といったところで、生きる力に繋がるような学びであること、今でいえば、Well-beingという幸せ、誰もが幸せということ、そこに繋がるような学びであるというふうに目指して今年の結果を楽しみにして待ちましょう。では、報告のウもよろしいでしょうか。(同意の声。)

【報告事項エ】 鳥取県立まなびの森学園校章案について

【報告事項オ】 鳥取県立まなびの森学園における教育課程の概要について

#### ○足羽教育長

では続きまして、夜間中学まなびの森学園について、報告のエとオを合わせて、お願いしたいと思います。

○山口小中学校課夜間中学設置準備室長

それでは、まずエのまなびの森学園の校章案についてです。最終候補については、3月と4月に慎重にご協議いただいて参りました。1ページをご覧ください。今後7月までをめどに、この一番に大きく示しました校章案を元にしましてデザインを進め校章を決定していくことをご報告申しあげます。応募者の制作意図、それから選考の理由をご覧のとおりですが、応募者は、鳥取の「T」の文字と大きく羽ばたく「飛鳥」を表現して、中央に森を配して、3つの森をモチーフ、3つの喜びを表現しておられます。勉学を含め、ふるさと鳥取に関する情報交流の絆にも触れていただいております。将来、生徒たちが活躍し、さらに向上していく願いを込めてくださいました。

選考した理由としましても、コンセプトを念頭に「いろとりどりに」を鳥で表現し、サブコンセプト3つの喜びを、口にくわえた葉ですとか、中心部の森のデザインに盛り込まれ、また丸みを帯びて優しいイメージも「まなびの森学園」のシンボルにふさわしいものであると考えます。

デザインの修正につきましては、真ん中の文字を中学の「中」ではなくて、学園、学部の「学」にした方がよいなど、いただいたご意見を参考にしまして、制作者にもご了解を得て、この案をブラッシュアップして形状を整えていきたいと思っております。

なお、商標調査の結果も出ておりました。デザインに問題はありませんでした。この他の最終候補はまた後ほど図面を見ていただけたらと思っておりますが、最終候補のデザインいずれにも問題はありませんでした。また、文字も合わせて調査していただいたところ、この「まなびの森」の表記は幾つかありまして、商標登録されておりましたので、正式に「まなびの森学園」という表記を使用していくことになります。

2番の今後のスケジュールにありますように、予定では7月に、デザインした校章を正式に付議しまして、校章決定していただきたいと考えております。

2ページの3番は、先ほど申しあげました校章案の最終候補一覧です。これまで協議いただきましたけれども、大きく1ページにありました案と、ご覧の4案を加えた計5つが最終候補になりました。これらの最終候補に残られた5名の皆様には記念品を送らせていただきます。

引き続きまして、報告事項です。まなびの森学園における教育課程の概要を別紙のとおり報告します。教育課程については、まずコンセプトに沿った教育課程、そしてもう1つ、大きくICTを有効活用する、これを基本に据えて編成します。

まず1ページ、コンセプトに沿った教育課程の具体、1番になりますけれども、夜間中学の授業は昼間の中学校の7割程度の時間、およそ年間700時間で授業を実施しますので、教科同士コラボレーションしたり、内容を精選して軽重を付けて、あるいは学年の枠を超えた合同授業など、カリキュラムマネジメントを適切に行っていきたいと思っております。

アの学ぶ喜びに関連して、ポイントは生徒と面談をしまして、個々に応じた学習計画を

立てるとともに、表1にありますように、各教科の授業時数ありますけれども、学びの基本となる国語、数学の授業を多くしまして、個別の学習に対応したり、日本語での学習に不安がある生徒は、この国語・数学の授業をとおして、日本語指導を行うことを想定しております。

イの繋がる喜びに関しては、多様性を生かした学び合いを大切にしたいと思っております。ポイントは、ふるさと鳥取に繋がることを意識して、ゲストティーチャーを招いたり、外に出かけたりしまして、全校で取り組む行事ですとか、地域の方やサポートの交流連携など開かれた教育課程を実施していきたいと思っております。

次2ページをお願いします。ウの「社会の中で生きる」については、一社会人としての実践的学習がポイントです。具体的には3年生の社会科の時数を増やしまして、社会保障や税ですとか、様々な行政手続きとか、専門家も招くなどして、しっかり学んでいく。こういった内容は、我々もよくわからないことが多くて、社会の中で自信を持って生きていくために、夜間中学での学びの特色の1つとして取り入れたいと考えています。

2番、3番の時間割については、0時間目を設定する。これが特色になります。0時間目には補習や個別指導、教育相談も行うほか、登下校時間のことも考慮しまして、4時間目と同じ授業を実施して、3時間目までで下校できるようにして、遠方からの生徒ですとか、働いていない生徒が通いやすいようにしたいと考えています。

最後4番ですけども、ICTについては、もちろん校内での活用のほか、なんらかの理由で登校できない生徒や、毎日通えないケースに、オンデマンドやオンラインでの学習が実施できるよう検討しております。体験授業会を6月から開始しますので、体験会の方でICTを活用して、シミュレーションして、開校後も使えるようなイメージをつかんで、効率よく柔軟に取り入れたいと思っております。なお、学校説明会、体験授業会につきましても、全市町村教育委員会と調整しまして、6月21日に境港市で開催いたします。毎月予定しております、7月16日に鳥取市役所の方で実施することとし、6月、7月と実施します。もう1つ7月26日に智頭町の方で、夜に説明会のみですが実施する予定で、そこまで具体的な日程は設定しております。合計15の市町村で、キャラバンを実施するというところで、今予定をしております。報告は以上になります。

#### ○足羽教育長

開校に向けて進めております。いかに必要とされる方に届けるかということだろうなと思っております。何かご質問等があればお願いいたします。

#### ○鱸委員

7月26日の何時からですか。

#### ○山口小中学校課夜間中学設置準備室長

智頭町は、夜の7時からです。

○足羽教育長

もし覗いていただけたら、聞いていただけたらしたら。

○森委員

私も何部かいただきまして、配らせていただいたんですけども、とても反応がよかったです。お話聞きたいということもありましたし、それからPTA役員会の中で、休憩中にお配りしたりして説明したんですけど、いわゆる不登校とか多様性という意味合いで、いろんな受け皿が中学校の段階で、学習をあまりしなくても受け入れていこうという体制は整ってはきてはいるものの、その後の学習フォローをどのタイミングでできるのかということに関しては、やっぱり一方で不安をかかえていらっしゃるところでした。県立で受け皿として夜間中学というかたちで出来たということをお話させていただいたんですけど、要は多様性を1つ発展させる方法としての夜間中学ということに対してのご理解は、話をしても話がとても弾みました。その中で中学の時に、お1人は半年間、お1人は1年間、不登校の時期があったというお母さんが、役員の中に同席した数名の中にお2人いらっしゃって、途中から行けるようにはなったんだけど、やはり数学なんかはかなり躓いて、高校にあがってからはどうしようかと思ってますみたいなお悩みもかかえていらっしゃるケースを見ると、需要があるんだなというのが実感でした。受け皿としては夜間中学というのを県立で持っていることが、非常に反応が高かったのも、どこかで待ち望んでいた体制なのかなというふうを感じるぐらいとてもいい反応をいただきました。

それから、小学生から高校生までの不登校児童、生徒が来られる場所を提供している一般社団法人なんですけども、米子にありまして、そこにこの情報を持っていきますと、本当に「聞きたいです」ということでした。でもまだ知らないという方々もありますので、私たちが折に触れて伝えていかないといけないなと実感したところです。

○足羽教育長

では、校章案、それから教育課程については、本当に学びを求めてこられる方にふさわしいような、応えられるような形が取れているんじゃないかというふうに思っています。もちろん実際スタートしてみると、ここを変えた方がいいというようなことは当然出てくるので、そこは柔軟に対処するという前提としながら、この校章の元に集われた方々を温かく受け入れて学びの形を作り上げていく、そんな教育課程を編成させていただきました。ご了解をいただければと思います。よろしいでしょうか。(同意の声。)では、報告事項のエ及びオを終了させていただきます。

【報告事項カ】 令和4年度特別支援学校高等部及び専攻科卒業生の進路状況について

○足羽教育長

では、報告事項力をお願いします。

○小谷特別支援教育課長

令和4年度特別支援学校高等部及び専攻科卒業生の進路状況について、報告いたします。進路状況ですけれども、ご覧のとおり、進学5.9%、企業への一般就職が37.3%、就労継続支援でA型が6.9%、B型が29.4%と記載のとおりです。昨年度と違っていている点は、一般就職は人数が少ないんですが、率は少し上がっておりまして、少し社会に出る子どもたちが増えているのかというところです。

就労先ですけれども、今年については、宿泊業とか、製造業などに就職される方々も見られます。ただこの就労先というのは毎年固定の部分ではなく、年によって就労先のジャンルは様々なものですので、その部分をご承知ください。以上です。

○足羽教育長

特段大きな変化が見られたということはないということですね。

○小谷特別支援教育課長

そうです。

○足羽教育長

次回から、前年度の状況の数字を隣に付けて、前年度の割合はこれぐらいだったのが、今年度末はこうだったというようなものがあると、比較ができますので。

○中島委員

一般就労とA型の就労の違いはなんでしょう。

○林次長

A型、B型は福祉就労で、A型は基本的に最低賃金が出る就労で、一般就労は枠としては障がい者枠があるにしても、雇用契約上は私たちと同じような。場合によっては嘱託職員とか、全員がフルタイムで入っているわけではないんですけども。A、Bは福祉就労の区分です。

○足羽教育長

先ほども意見が出てましたが、定着ということも企業の理解と協力がないとできない。学校から離れて企業に入られて就労して長続きするには、よく鱸委員さんがおっしゃられるように、社会的に繋がっていくという視点が大事で、それこそこれは社会全体で見守り

支えていかないといけない部分だろうなど、そこを強く思います。

○中島委員

卒業されてから先は、障がい福祉課の担当範囲になるのでしょうか。

○小谷特別支援教育課長

3年間は、就労定着支援というのが特別支援学校にあります。90%ぐらいの卒業生は卒業後1年間は定着していますが、別の目的で転職したり、あるいは合わなくて職場を変わったりしますが、変わっても次の就労先を支援学校は紹介しています。

○足羽教育長

では、よろしいでしょうか。

○小谷特別支援教育課長

先ほど皆生養護の幼稚部の話が出ましたけれども、ちょっと探すんですけども、実は皆生の幼稚部が昭和48年の4月に設置されていて、その時から変わっていないんです。おそらく当時の地域の幼稚園も、だいたい年中年長という2年間だったと思います。昔は、年少から上がる子は、そんなに多くなかったんじゃないかなと。その時代に年中年長というかたちで4・5歳の幼稚部を作ったんじゃないかと。今まで変わってないのはそういう声なかったのかもしれないし、幼稚部というのは自宅で見られる保護者さんがいるんじゃないかなと。東部とか中部は療育園がありますので。昭和48年ぐらいになると正確なところは資料が見つからないのですが。ただ今後、3歳児もというそういう声があれば、そこは検討していかなくてはならないんじゃないかなと。

○足羽教育長

今の声を拾わないといけないということですね。なんらかのいきさつがあって、ほかは3歳を含めているのに。

○小谷特別支援教育課長

聾学校だけです。

○足羽教育長

皆生だけがない。本当に声がないのかどうか、そのニーズを学校を通してながら地域の声を拾ったり、療育センター等のご意見を伺ったりしながら、広げていくことに支障がなければ、ただ、皆生は部屋が足りないとか、いろいろあつたりするんだけど、そうした物理的な問題はあっても、それがクリアできるんだったら、広げようということは今後の

改善として必要なのかな。

#### ○鱸委員

今言われたように、医療ケアは、重複児の子どもが難しいですよ。その子どもたちが、お友達と一緒に、保育と幼稚園の活動ができるということは非常にいいことと、それと親御さんが少し楽になるんですよ。大事だと思うんですよ。子どもは発達しますから、成長するということを前提に、やっぱり当時の事情が今まで継続されているのを見過ごすのはちょっとどうかなと思いますので、よろしく願いいたします。現状を調べるのが一番です。

**【報告事項キ】** 県立学校における使用教科書の選定に当たっての留意事項の一部改正について

#### ○足羽教育長

では、最後、報告事項キをお願いします。

#### ○小谷特別支援教育課長

県立学校における使用教科書の選定に当たっての留意事項の一部変更についてということです。1ページに記載しておりますが、令和3年5月14日の定例教育委員会で、一度この選定方針につきまして、高校の部と特別支援学校の部について議決いただきました。ここに新旧と書いてありますけれども、3ページ目に高校と特別支援学校の選定方針等として記載しております。1番目には選定方針なんですけれども、2番目につきましては、選定に当たっての留意事項という記載があります。ここの留意事項の(2)、外部関係者のところの記載が、これまでPTA代表者、学校評議委員、学校関係者評価委員と記載をしておりましたが、少しわかりにくいというのがありますし、コミュニティースクール、学校運営協議会が導入されたこともありまして、ここの記載をわかりやすく、正しい表現ということで、保護者代表者、そして学校運営協議会委員、有識者などということで修正をさせていただいたというものです。この方針以外は、もし変更する場合は、議決という形になりますが、方針そのものではなくて留意事項ですから、今回は教育長の決裁というかたちでさせていただいております。

令和3年度に議決をいただいた時には、変更のあるなしに関わらず、毎年これを諮っていたんですけども、そのまま継続ということで、大きな変更があった時だけ議決という形で進めているところですので、今後も同じように方針に変更があった時は議決という形でお願ひしたいと思いますが、こういう簡単な留意事項の変更であれば、こういう形で報告していきたいと思っています。こちらの方をご了解いただければと思います。以上です。

○足羽教育長

コミュニティースクールが県立学校全校にできましたので、既に学校評議委員というものから置き換わっているのですが、きちっと整理をしてという形のものでございます。大きな変更ではございませんので、大きな変更が必要な事態があった時には、議案として手続きさせていただくということで、今回は私の方で決裁しました。よろしいでしょうか。(同意の声。)

では、報告は以上としますが、残りの2つにつきましては、時間の関係で資料配布のみで終わらせていただきたいと思います。

その他、委員の皆様の方で、何かございますでしょうか。

○中島委員

県立美術館の館長人事について、これはすごく難しいことだということは重々承知の上なのですが、やっぱり今回の美術館の目玉であるところの人員配置ということについて、どれぐらい手厚くすることが可能であるかということをごくこのタイミングで、こういう体制でやるんだということ、示していただいて、いろんな限られた資源の中でということにはなると思うんですけども、紛れもなく新しい美術館の目玉となる部分ですので、人事部分についての配慮をお願いしたいというように思います。

それから、開館時間等も、なるべく今時なので柔軟に決められるような、夜開けようとしたら、けっこうハードルが高かったみたいなことがないように、その辺の柔軟さについても対応できるように、ルール作りを進めていただけたらと思います。

○足羽教育長

人事体制については、全体の組織に関わることであって、そうした充実をということは知事部局の方にも前々から申しあげております。それから開館時間はPFI業者との関連もございますので、こちらの要望どおりにはならないかもしれません。

○中島委員

おやめになった森県議会議員がこのことに本当に一生懸命で、ちょっと頭が下がるような思いが正直しました。あれだけ熱心に美術館の特徴はここなんだから、やめるに当たってとにかくこのことだけは、最終的には人事ということになるから、私自身もそう思いますし、森県議会議員のあの熱意というのは、我々引き継ぐべきものだなってということも思ったものですから、改めてこの場で申しあげておきます。

○足羽教育長

わかりました。そのほかいかがでしょうか。では、本日の定例教育委員会は、これで終了としたいと思います。次回6月5日につきましてはちょっと二転三転しましたようで、

10時から変更としておりましたが、急遽知事を含めた行事が午前中に入る予定のよう  
でして、昨日それが分かりまして、やはり午後1時から定例の教育委員会をさせていただ  
きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○足羽教育長

はい。よろしいでしょうか。この度はちょっと期間が短いですが、お世話になります。  
どうぞよろしくお願いいたします。では、本日の日程を終了いたします。どうもお疲れさ  
までした。